

障がいのある人と人権

意思決定支援と「エンパワメント連鎖」



石渡和実

連載 第8回



7月号で紹介した津久井やまゆり園事件では、「本人不在」が大きな課題であった。しかし、支援の流れは確実に変わりつつある。園に在籍していた124人に対しても、神奈川県では「意思決定支援チーム」を編成し、新たな暮らしの構築が模索されている^{*1}。

「意思決定支援」は、障害者権利条約が採択された2006（平成18）年12月以降に大きな注目を集めた。第12条「法律の前にひとしく認められる権利（「法の前での平等」とも言われる）」は、誰もが意思を持ち、自分のことは自分で決める権利があることを認めている。12条が成立した背景には、本人の「最善の利益」のために後見人などが代わって決定を行う成年後見制度への厳しい批判があった。認知症や知的障害者などの権利擁護の制度とされるが、「本人を護る」ために本人の決定を翻すのは著しい人権侵害、パターンリズムの典型である、との声が条約が生まれる過程で大きな論議となった。「代理決定」ではなく自己決定を支援することこそが求められ、これが「意思決定支援」として2011（平成23）年7月の障害者基本法の改正などに位置付けられたのである。

成年後見制度の担い手である日本弁護士会連合会なども迅速に対応し、批准後の2015（平成27）年の総会後には意思決定支援の制度整備を求める宣言も出している^{*2}。大阪弁護士会ではその前年にセミナーを開き、兵庫県西宮市で40年余り重度障害者の地域生活を支援する青葉園^{*3}の施設長清水明彦氏が講演を行っている。清水氏はどんなに障害が重くともその意思を尊重する、徹底した「本人中心」の支援を貫いている。そのためには専門職だけでなく、地域のさまざまな人の力が必要となる。そのような地域を挙げての支援を継続することで、障害がある本人が納得できる生き生きとした生活を送れるようになる。障害者と決めつけられて引き出すこ

とができなかった力を発揮でき、このような支援は「エンパワメント（empowerment）」と呼ばれる。そのような本人の変化を見ると、こんなもんだと決めつけていた支援者も変わり、家族や地域の人々も変わって地域の福祉力が高まる「エンパワメント連鎖」が起こる。こうした「地域社会再生への希望」を障害者がもたらす、と清水氏は主張する。

神奈川県の「意思決定支援チーム」の実践でも、同様の指摘がなされている。アドバイザーとして関わる鈴木敏彦氏（現・淑徳大学副学長）は、「あきらめではなく可能性を探る」という職員の思考の転換を「利用者 - 支援者のエンパワメント・サイクル」と称している。意思決定支援を実践するためのガイドラインは障害分野から始まり、認知症、単身者や終末期の医療、成年後見制度など、既に5つのガイドラインが作られている。子どもに関しても、「意見表明等支援」が2022（令和4）年の児童福祉法改正で位置付けられた。障害者権利条約の批准を機に、「障害者観の転換」だけでなく、「社会的弱者」とされていた人々の「人間観の転換」も着実に進展しつつあると言えよう。

- * 1) 神奈川県「意思決定支援の取組推進に関する研究報告書」2020年3月
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654201.pdf>
- * 2) 日本弁護士連合会「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言（提案理由）」（2015年10月2日）
https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2015/2015_1.html
- * 3) 青葉園
https://nishi-shakyo.jp/kourei_syougai/aoba/

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県と横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会部長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。